

## 令和7年度介護人材確保・職場環境改善等補助金交付要綱

### (事業の目的)

第1条 知事は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的から、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている介護サービス事業所等に対して、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において介護人材確保・職場環境改善等補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (賃金改善の対象)

第2条 本補助金において対象となる事業所、事業者及び期間は以下のとおりとする。

#### (1) 対象事業所

別表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であつて、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ第5条を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、第7条の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所は、本事業の対象外とする。

なお、別表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等については、本事業の対象外とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であつて、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であつて、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

## (2) 対象者

本補助金を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、対象となる事業所に勤務する介護職員とする。事業所において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

### (事業内容)

第3条 処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組みを行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する。

### (補助金の額)

第4条 交付対象期間中の事業所に対する各月分の補助額は、以下の式により確定することとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

補助額＝一月当たりの介護総報酬×サービス類型別交付率（別表1）

※ 一月当たりの介護総報酬は、一月あたりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

※ サービス類型別交付率は、標準的な職員配置の事業所で、常勤の介護職員一人当たり5万4千円相当の補助を実施するために必要な割合をいう。

### (補助金の支給要件)

第5条 本補助金の対象となる介護サービス事業所等は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組みの実施を計画又は既に実施していなければならない。

- (1) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組み

### (補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費は以下のとおりとする。

#### (1) 職場環境改善経費

介護サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組みの経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組みを実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。

#### (2) 人件費

介護サービス事業者等は、補助金に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている事業所については、その他の職員を含む。以下

同じ。)の人件費(手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)の改善に充てることができる。この際、ベースアップ(賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。)に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組みの効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。介護サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。

介護サービス事業者等は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

#### (承認申請)

第7条 この補助金を受けようとする介護サービス事業者等は、承認申請書(別紙様式1)に、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載した介護人材確保・職場環境改善等事業計画書(以下「計画書」という。)(別紙様式2-3及び別紙様式2-4)を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

##### (1) 職場環境改善等に向けた取組み

第5条に掲げる取組みをいう。

##### (2) 補助金の充当経費

当該事業による補助額により、職場環境改善経費への充当又は人件費の改善を行う方法をいう。

#### (承認決定)

第8条 知事は、前条の規定により介護サービス事業者等から承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の補助対象事業者としての承認及び交付決定を行い、当該介護サービス事業者等に通知するものとする。また、支給要件等に合致しない場合には、承認しない旨を介護サービス事業者等に通知するものとする。

#### (交付の条件)

第9条 この補助金の承認決定には、次の条件が付されるものとする。

補助金の交付を受けようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならないこと。

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの

規程を含む。)

- ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（補助金の交付）

第10条 介護サービス事業者等に対する補助金については、1回若しくは複数回に分けて支払うこととする。

また、支払先については、原則として、介護サービス事業者等が山形県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とする。ただし、民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている介護サービス事業所等が交付対象に含まれる場合には、補助金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない介護サービス事業所等の振込先口座又は知事に届け出た口座に支払うこととする。

なお、複数の口座への支払いが必要である場合は、委任状を知事あてに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 介護サービス事業者等は、次の(1)から(3)までに掲げる事項について、実績報告書（別紙様式3-1及び別紙様式3-2）により令和7年8月29日までに知事に提出し、2年間保存しなければならない。その際、(2)及び(3)の合計の金額は(1)の金額以上となるようにすること。

- (1) 補助金の総額
- (2) 人件費の改善の所要額
- (3) 職場環境改善の所要額

研修費、介護助手の募集経費、その他の金額ごとに、職場環境改善の所要額について記載すること。その他の金額に記入がある場合には、使用用途について、具体的に記載を行うこと。

（変更の届出）

第12条 介護サービス事業者等は、計画書に変更（次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に別紙様式4の変更に係る届出書を提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合、別紙様式2-3
- (2) 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-3及び別紙様式2-4

（補助金事業の中止又は廃止）

第13条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助金事業の中止又は廃止について知

事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式5）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 知事は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、交付要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

（事業所を廃止する場合の手続き）

第15条 介護サービス事業者等が介護サービス事業所等を廃止することにより、補助金の対象となる介護サービス事業所等が全てなくなるときは、当該介護サービス事業所等を廃止する1か月前までに、知事にその旨を申し出ること。

（補助金の交付要件の確認）

第16条 県は、介護サービス事業者等から計画書を受け取る際に、補助金の交付を受けている介護サービス事業所等が補助金の交付要件を満たすことについて、確認するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
(介護予防) 通所リハビリテーション	5.5%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	13.2%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%
介護保険施設サービス	4.3%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
(介護予防) 短期入所療養介護(病院等・医療院)	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型介護と通所型介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む

別表2 介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%